

(別紙3) インタビュー調査 所蔵資料に関する利用規定

学校法人日本財団ドワンゴ学園
ZEN 大学 コンテンツ産業史アーカイブ研究センター

ZEN 大学 コンテンツ産業史アーカイブ研究センター(以下、「研究センター」という。)が所蔵する資料の閲覧および利用に関する規定を以下の通り定める。

■資料の著作権者

ZEN 大学 コンテンツ産業史アーカイブ研究センター(HARC)

■資料の閲覧

研究センターが所蔵する各種資料は、以下の方法で閲覧してください。

- 映像・音声資料
 - 研究センターが運用するデジタルアーカイブにおいて、ストリーミング再生にて閲覧してください。
- テキスト資料
 - 研究センターが運用するデジタルアーカイブから、ダウンロードして閲覧してください。

■資料の利用

研究センターが所蔵する各種資料を利用する場合は、以下の方法で利用してください。

- 映像・音声資料
 - 研究センターが所蔵する映像及び音声資料は、原則として「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際」(CC BY-NC-ND 4.0)の条件に準拠して提供しています。

※資料を改変しての利用及び営利目的の利用はできません。また、改変を含まない非営利的な利用(研究・教育利用等)においても、引用元(著作権者)を明記する必要があります。



- ストリーミング再生以外の方法で資料を利用する場合は、研究センターに利用申請を行い、許諾を得る必要があります。
 - 許諾を受けた資料は、申請時の目的以外に利用することはできません。また、資料に関するデジタルファイルの提供を受けた際は、それらが第三者に利用されないように必要な措置をとる必要があります。
 - 利用する映像資料の、肖像権等に関する手続・処理は利用者自身で行う必要があります。また、それら権利に関する問題が生じた際は、利用者が責を負うものとします。
 - 資料を利用した成果物は、研究センターに1部納入する必要があります。Webにて公開する場合は、そのURLをお知らせください。
- テキスト資料
 - 著作権法(明治32年法律第39号)第30条から47条の8に該当する場合は、自由に利用することができます。ただし、同法48条で定められるとおり出所(著作権者等)の明記が必要です。

■その他

本規定に記載のない事項は、[こちらから](#)研究センターにご確認ください。